

一般財団法人沖縄観光コンベンションビューローにおける随意契約の実績 (令和4年度 4/四半期分)

国内事業部 国内プロモーション課

単位:円

No.	契約の名称	契約日	契約金額(円)	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
1	令和4年度FIBAバスケットボールワールドカップ2023開催に向けた機運醸成事業 羽田空港デジタルサイネージを活用した 動画放映業務	令和5年1月19日	1,980,000	ANAあきんど(株)沖縄支店	沖縄県那覇市久茂地1-7-1 琉球リース総合ビル	第167条の2 第1項第2号	当該事業者においては、空港保安エリア内ANA側出発ロビーの動画放映権を所有しており、アプローチ手法など豊富な実績に基づき、限られた期間内で多数の旅客に対しFBWC2023の認知拡大向上に繋げることができる唯一の事業者であることから、当該事業者と契約を行った。	
2	令和4年度FIBAバスケットボールワールドカップ2023開催に向けた機運醸成事業 JTA機内誌を活用した広告掲載及び機内でのFBWC2023PRステッカー配布業務	令和5年1月24日	1,861,860	(株)JALJTAセールス	沖縄県那覇市泉崎1-20-1 カフーナ旭橋A街区3階	第167条の2 第1項第2号	離島を含む沖縄路線を多く運行しているJTA・RACの機内において雑誌掲載やオリジナルステッカー配布などFBWC2023プロモーションを行ううえで、当該事業者が唯一権利を所有していることから、契約を行った。	
3	「沖縄観光感謝の集い2023in大阪、東京(仮称)」実施業務	令和5年1月24日	12,154,592	「沖縄観光感謝の集い2023in大阪、東京(仮称)」 実施業務共同企業体 ①(株)アドスタッフ博報堂 ②(株)明治アドエージェンシー	①沖縄県那覇市鏡原町10-8鏡原UビルII 2階 ②東京都渋谷区富ヶ谷1-5-1	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ1社から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、当該事業者の提案は企画性及び運営体制に優れていることから評価が高く、総合得点でも高得点であったため、契約の相手方として選定した。また、実施調整段階で生じた当初提案内容からの変更及び荒天(雪・強風)の影響により、追加分委託費が発生したため、1,154,592円を増額する追加契約を締結した。	
4	令和4年度スポーツ観光戦略的誘客促進事業 東アジアスーパーリーグ活用プロモーション業務	令和5年2月13日	1,369,500	アヴィエイター・ジャパン(株)	東京都港区北青山3-5-6	第167条の2 第1項第2号	東アジアスーパーリーグ(EASL)の沖縄開催にあたってはEASL日本指定広告代理店と契約する必要があったことから、当該事業者と契約を行った。	
5	令和4年度FIBAバスケットボールワールドカップ2023開催に向けた機運醸成事業 FBWC2023テレビスポットCM放映業務	令和5年2月16日	5,492,438	(株)電通沖縄	沖縄県那覇市久茂地3-21-1 國場ビル12階	第167条の2 第1項第2号	当該事業者においては、FBWC2023の放映権を国際バスケットボール連盟(FIBA)から取得しており、その放映権については、日本国内の放送局(日本テレビ・テレビ朝日)に再販し、同社が管理を行っている。 当該事業者は、放映権を所持していない放送局を含む各局でのプロモーション実施のため、CM出稿及び番組内告知など全ての内容においてFIBAとの調整が必須である。 当該事業者は本事業を実施できる唯一の事業者であることから、当該事業者と契約を行った。	
6	令和4年度「おきなわ物語」UI作成及びシステム改修、パンフレット請求フォームシステム改修業務	令和5年3月1日	4,287,800	IJU(株)	沖縄県那覇市久茂地2-21-1	第167条の2 第1項第2号	本業務の履行にあたっては、システムを停止することなく安定的な運用を継続しながら改修業務を行う必要があるため、開発、運用を行ってきた当該業者でなければ、的確かつ迅速に対応を行うことはできない。また、本業務を他の事業者に対応させることは、障害等トラブル発生時に、その原因・責任の切り分けが不可能となることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(既に契約した業務と密接不可分の関係・既に契約した業務と一連となって機能を発揮する関係)にあり、同一業者以外の者に履行させた場合、責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある業務)に基づき、当該事業者と随意契約を締結した。	